

北上市議会基本条例の一部を改正する条例

北上市議会基本条例（平成23年北上市条例第24号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次	目次
前文	前文
第 1 章～第 7 章　〔略〕	第 1 章～第 7 章　〔略〕
<u>第 8 章　議会及び議会事務局の体制整備（第15条―第22条）</u>	<u>第 8 章　政治倫理（第15条）</u>
附則	附則
（議員の定数及び報酬）	（議員の定数及び報酬）
第14条　〔略〕	第14条　〔略〕
	<u>第 8 章　政治倫理</u>
	<u>（政治倫理）</u>
	<u>第15条　議員は、市民の負託に応えるため、高い倫理的義務が</u>
	<u>課せられていることを自覚し、市民の代表として良識と責任</u>
	<u>感をもって、議員及び議会の品位を保持しなければならない</u>
	<u>。</u>
	<u>2　議員の政治倫理に関しては、別に条例で定める。</u>
<u>第 8 章　〔略〕</u>	<u>第 9 章　〔略〕</u>
（議員研修）	（議員研修）
<u>第15条　〔略〕</u>	<u>第16条　〔略〕</u>
（政務活動費）	（政務活動費）

<u>第16条</u> [略] (広聴広報活動)	<u>第17条</u> [略] (広聴広報活動)
<u>第17条</u> [略] (議会事務局)	<u>第18条</u> [略] (議会事務局)
<u>第18条</u> [略] (議会図書室)	<u>第19条</u> [略] (議会図書室)
<u>第19条</u> [略] (調査機関)	<u>第20条</u> [略] (調査機関)
<u>第20条</u> [略] (災害時の対応)	<u>第21条</u> [略] (災害時の対応)
<u>第21条</u> [略] (検証及び見直し)	<u>第22条</u> [略] (検証及び見直し)
<u>第22条</u> [略]	<u>第23条</u> [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

令和 6 年12月20日提出